三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号の特定親族特別控除、同法第三十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報	三　地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四条の二第一項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務　納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
［四～六　略］	［四～六　同上］
七　地方税法第三百十九条の二第一項の納税通知書の交付に関する事務　納税者に係る出入国関係情報	［新設］
八～十　［略］	七～九　［同上］
十一　地方税法第三百二十九条第一項の督促に関する事務　納税者に係る出入国関係情報	［新設］
十二　地方税法第三百三十一条第一項の滞納処分に関する事務　滞納者に係る出入国関係情報	［新設］
十三～二十五　［略］	十～二十二　［同上］
二十六　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十一条の届出に係る事実についての審査に関する事務　納税義務者に係る在留カード関係情報	［新設］
二十七・二十八　［略］	二十三・二十四　［同上］
第五十一条　第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	**第五十一条**　［同上］
［一～十二　略］	［一～十二　同上］
十三　地方税法第七百三十九条の五第一項の滞納処分に関する事務　滞納者に係る出入国関係情報	［新設］
十四～十六　［略］	十三～十五　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

省令

○総務省令第四十三号

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）の施行に伴い、地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を廃止する省令

地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令（平成六年自治省令第十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。